平成２６年（フ）第１６０３号
愛知県春日井市藤山台１－４－１　藤山台団地108号棟207号室、住民票上の住所愛知県春日井市東野町２丁目９番地12
破産者　宮崎　惠子
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９６号
名古屋市北区大曽根３丁目４番14号　ポルト大曽根501号
破産者　前田　裕樹
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４８５号
大阪府東大阪市御厨南１－３－６　ペンジオーネ八戸ノ里201号室、開始決定時大阪府高槻市城西町１番26―803号
破産者　綿谷　伸雄
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４４０号
大阪府泉佐野市鶴原1554番地の４
破産者　薮　　賢博
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６１１号
大阪市東淀川区菅原６丁目10番19号
破産者　竹林商店こと　竹林　隆子
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９０８号
大阪府羽曳野市はびきの１丁目２番12号
破産者　小林　博和
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６９０号
神戸市須磨区緑が丘２丁目23番３－２号、開始決定時の住所神戸市須磨区平田町４丁目１番１―406号
破産者　真城達夫こと　李　　達植
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０９号
福岡県遠賀郡芦屋町山鹿32番13号　コーポアシヤ７号
破産者　宮野　重昭
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５８０号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目13番13―403号、開始決定時の住所北九州市八幡西区陣原３丁目８番１号
破産者　千々和順子
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５８４号
北九州市小倉南区中吉田４丁目１番１号（102号）
破産者　三宅　康弘
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２５号
北九州市八幡西区大膳１丁目７番11号、開始決定時の住所北九州市八幡西区光明２丁目３番１―307号
破産者　藤村　　修
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８８号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2552番地143セジュールミチ206
破産者　山口　美幸（旧姓野田）
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９４号
鹿児島県鹿屋市古江町7267番地
破産者　中村　輝見
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
秋田県由利本荘市石脇字山ノ神２番地113
破産者　打矢和子こと　白　　和子
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第３８号
長野県茅野市宮川11188番地１
破産者　倉澤　**徳**義
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１６６号
広島県神石郡神石高原町阿下430番地
破産者　馬屋原博文
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１２５号
広島県福山市西新涯町２丁目11番５号　103
破産者　常森　大輔
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係